

# 一管区水路通報第33号

平成29年8月25日

第一管区海上保安本部

第575項	北海道南岸	木古内湾	灯標一時撤去
第576項	北海道南岸	函館港	小型船舶操縦訓練
第577項	北海道南岸	函館港	潜水訓練
第578項	北海道南岸	内浦湾	魚礁設置作業
第579項	北海道南岸	室蘭港	ボートレース
第580項	北海道南岸	苫小牧港	掘下げ作業
第581項	北海道南岸	様似港	防波堤延長工事
第582項	北海道南岸	釧路港	防災訓練
第583項	北海道南岸	釧路港	航泊禁止等
第584項	北海道南岸	釧路港	観測機器設置
第585項	北海道南岸	釧路港南方	火工品投下訓練
第586項	北海道北岸	知床岬付近	射撃訓練
第587項	北海道西岸	野寒布岬西北西方	射撃訓練
第588項	北海道西岸	神威岬東北東方及び西南西方	射撃訓練
第589項	北海道周辺		海洋調査(期間変更等)

※水路通報の内容については、インターネット及びFAXで入手できます。

インターネットアドレス <http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/tuho/index.html>

FAX 0134-27-6190 (ポーリングサービス)

一管区水路通報や水路図誌に関するお問い合わせは下記へどうぞ。

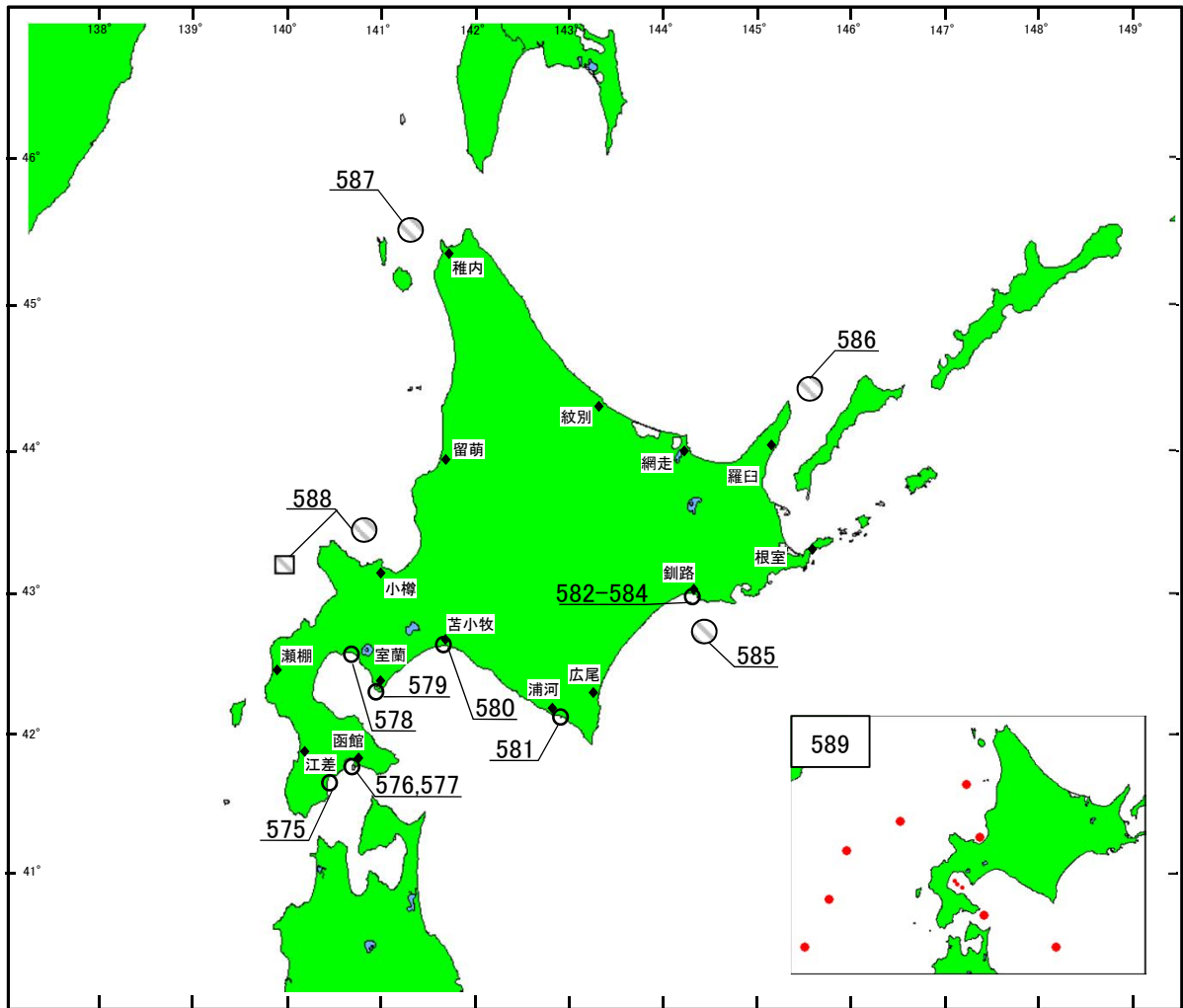
第一管区海上保安本部海洋情報部 監理課 情報係

〒047-8560 小樽市港町5番2号小樽地方合同庁舎(5階)

TEL (0134)27-0118(内線2515) FAX (0134)32-9301

インターネットアドレス <http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/mailform.html>

# 索引図



## 事項別索引

訓練・試験関係	-----	576、577、582、585、586、587、 588
航路標識関係	-----	575
港湾施設関係	-----	580、581
海洋調査関係	-----	584、589
制限・禁止関係	-----	583
漁業関係	-----	578
その他	-----	579

29年575項 北海道南岸 - 木古内湾 灯標一時撤去

一管区水路通報29年31号515項削除

下記灯標は、定期点検整備のため一時撤去された。

復旧予定日 平成29年11月1日

名称 (1) 北電知内発電第1号灯標 (41-35.0N 140-26.5E)

(2) 北電知内発電第2号灯標 (41-35.2N 140-26.5E)

標識 両地点に以下のとおり簡易灯浮標が設置された。

(1)の地点 緑光、4秒1閃光

(2)の地点 赤光、4秒1閃光

海図 W9

参照書誌 411 0007番、0008番

出所 第一管区海上保安本部交通部



29年576項 北海道南岸 - 函館港、第1区～第4区

小型船舶操縦訓練

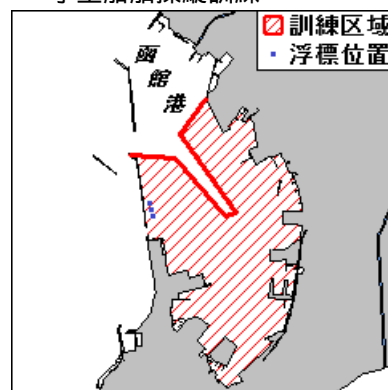
図に示す区域で、小型船舶操縦訓練が実施される。

期間 平成29年9月8日～13日 0900～1600

備考 訓練中、浮標3基設置

海図 W6

出所 函館港長



29年577項 北海道南岸 - 函館港、第3区～第6区

潜水訓練

下記区域で、潜水土による潜水訓練が実施される。

期間 平成29年9月11日～15日、19日～22日、25日～29日

0800～1630

区域 1 下記経緯度線により囲まれる区域

(1) 41-48-02.9N (3) 140-42-10.1E

(2) 41-48-15.8N (4) 140-42-18.7E

2 下記経緯度線により囲まれる区域

(5) 41-48-01.2N (7) 140-41-37.0E

(6) 41-48-14.3N (8) 140-41-45.7E

3 下記経緯度線により囲まれる区域

(9) 41-47-23.6N (11) 140-41-48.5E

(10) 41-47-36.3N (12) 140-41-57.2E

4 下記経緯度線により囲まれる区域

(13) 41-47-23.1N (15) 140-42-05.1E

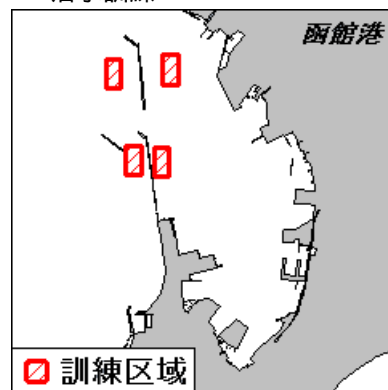
(14) 41-47-36.0N (16) 140-42-13.5E

備考 訓練中、国際信号旗「A」旗掲揚

警戒船配備

海図 W6

出所 函館港長



29年578項 北海道南岸 - 内浦湾、室蘭港北西方

魚礁設置作業

下記位置で、起重機船及び潜水士による魚礁設置作業が実施されている。

期 間 平成29年8月21日～平成30年2月20日 日出～日没  
 位 置 42-34.5N 140-33.5E 付近  
 備 考 六角柱型魚礁(高さ 0.8m)317基を平積み  
 海 図 W17  
 出 所 室蘭海上保安部



29年579項 北海道南岸 - 室蘭港、第1区

ボートレース

下記区域で、ボートレースが実施される。

期 間 平成29年9月3日 0900～1500 (レース終了まで)  
 区 域 下記3地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域  
 (1) 42-19-33N 140-58-21E (岸線上)  
 (2) 42-19-33N 140-58-27E  
 (3) 42-19-25N 140-58-27E (岸線上)

備 考 区域内に旗付浮標及び浮標を設置  
 設置作業は9月2日に実施

海 図 W16 - JP16  
 出 所 室蘭港長



29年580項 北海道南岸 - 苫小牧港、第2区及び第3区

掘下げ作業

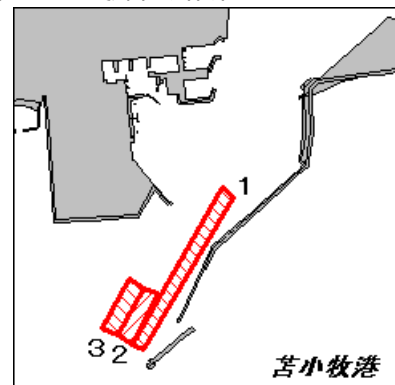
下記区域で、浚渫船による掘下げ作業が実施される。

期 間 平成29年9月10日～11月19日 0500～1500(区域1、3)  
 0200～0400(区域2)

区 域 1 下記4地点を結ぶ線により囲まれる区域  
 (1) 42-37-18N 141-37-29E  
 (2) 42-36-48N 141-37-05E  
 (3) 42-36-49N 141-37-02E  
 (4) 42-37-20N 141-37-26E  
 2 下記4地点を結ぶ線により囲まれる区域  
 (5) 42-36-59N 141-37-09E  
 (6) 上記(3)位置  
 (7) 42-36-51N 141-36-58E  
 (8) 42-37-00N 141-37-05E  
 3 下記4地点を結ぶ線により囲まれる区域  
 (9) 上記(8)位置  
 (10) 上記(7)位置  
 (11) 42-36-52N 141-36-54E  
 (12) 42-37-02N 141-37-01E

備 考 区域2の作業中は、港長から管制信号Xが発せられ、港長の指示を受けた船舶以外の船舶は  
 入出港禁止となる  
 警戒船2隻配備

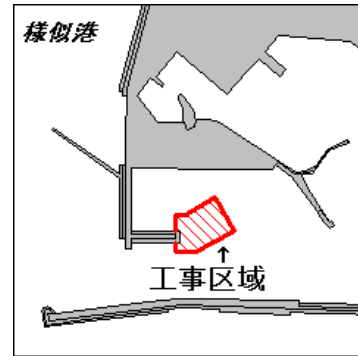
海 図 W1033A - JP1033A  
 出 所 苫小牧港長



29年581項 北海道南岸 - 様似港 防波堤延長工事

下記区域で、起重機船及び潜水士による防波堤延長工事が実施されている。

- 期 間 平成29年8月18日～平成30年3月15日 日出～日没
- 区 域 下記8地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域
- (1) 42-07-27.2N 142-54-44.2E (岸線上)
  - (2) 42-07-28.3N 142-54-44.2E
  - (3) 42-07-28.3N 142-54-45.1E
  - (4) 42-07-29.3N 142-54-47.8E
  - (5) 42-07-27.2N 142-54-49.5E
  - (6) 42-07-25.8N 142-54-46.1E
  - (7) 42-07-25.8N 142-54-44.2E
  - (8) 42-07-26.4N 142-54-44.2E (岸線上)

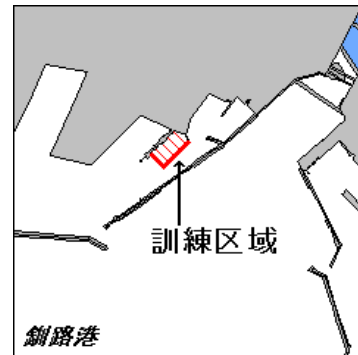


- 備 考 作業区域は点滅灯付浮標で標示  
潜水作業中、国際信号旗「A」旗掲揚
- 海 図 W30 (様似港)
- 出 所 浦河海上保安署

29年582項 北海道南岸 - 釧路港、西区、第1区 防災訓練

下記区域で、船舶による防災訓練が実施される。

- 期 間 平成29年9月4日 1300～1600
- 区 域 下記3地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域
- (1) 42-59-42.6N 144-20-53.6E (岸線上)
  - (2) 42-59-37.6N 144-20-46.5E
  - (3) 42-59-40.3N 144-20-43.0E (岸線上)

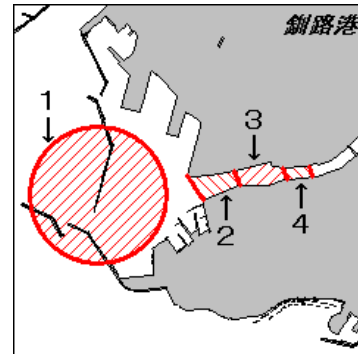


- 備 考 オイルフェンス展張
- 海 図 W31 - JP31
- 出 所 釧路海上保安部

29年583項 北海道南岸 - 釧路港、東区、第1区～第3区及び外港 航泊禁止等

下記区域で、花火大会の実施に伴い、一般船舶の航泊、航行及び錨泊が禁止される。

- 期 間 平成29年9月2日 (予備日 9月3日)
- 区 域
- 1 航泊禁止区域 1920～1950  
下記地点を中心とする半径700mの円内
    - (1) 42-58-44.0N 144-21-32.7E
  - 2 航行及び錨泊禁止区域 1800～2130  
下記(2)及び(3)並びに(4)及び(5)を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域
    - (2) 42-58-52.0N 144-22-32.9E (岸線上)
    - (3) 42-58-47.4N 144-22-36.0E (岸線上)
    - (4) 42-58-42.3N 144-22-19.1E (岸線上)
    - (5) 42-58-50.8N 144-22-11.9E (岸線上)
  - 3 航泊禁止区域 1500～2130  
下記(6)及び(7)並びに上記(2)及び(3)を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域
    - (6) 42-58-53.1N 144-22-54.9E (岸線上)
    - (7) 42-58-49.4N 144-22-56.5E (岸線上)
  - 4 航行及び錨泊禁止区域 1500～2130  
下記(8)及び(9)並びに上記(6)及び(7)を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域
    - (8) 42-58-53.7N 144-23-06.6E (岸線上)
    - (9) 42-58-50.1N 144-23-07.9E (岸線上)



- 備 考 警戒船配備  
区域1に灯付浮標2基設置
- 海 図 W31 - JP31
- 出 所 釧路港長公示第1号 (平成29年8月17日)

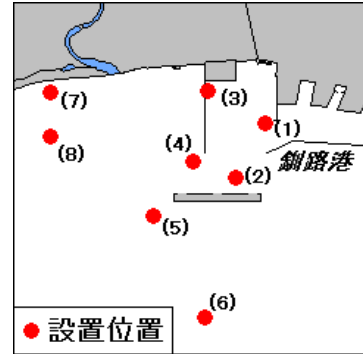
29年584項 北海道南岸 - 釧路港、西区、第1区、外港及び付近 観測機器設置

下記位置に、観測機器が設置される。

期 間 平成29年9月1日～11月30日のうち30日間

位 置 下記8地点付近

- (1) 42-59-38N 144-18-43E
- (2) 42-59-03N 144-18-17E
- (3) 42-59-58N 144-17-53E
- (4) 42-59-13N 144-17-41E
- (5) 42-58-38N 144-17-06E
- (6) 42-57-34N 144-17-51E
- (7) 42-59-57N 144-15-37E
- (8) 42-59-29N 144-15-37E



備 考 設置位置は、赤白旗及び橙色点滅灯付浮標(レーダー反射器付)で標示  
 観測機器は、海底及び海底から水深の約2分の1の深さに設置  
 期間中、作業船及び潜水士による設置、点検及び撤去作業を実施  
 潜水作業中、国際信号旗「A」旗掲揚

海 図 W31-JP31-W26

出 所 釧路海上保安部

29年585項 北海道南岸 - 釧路港南方 火工品投下訓練

下記区域で、航空機による火工品投下訓練が実施される。

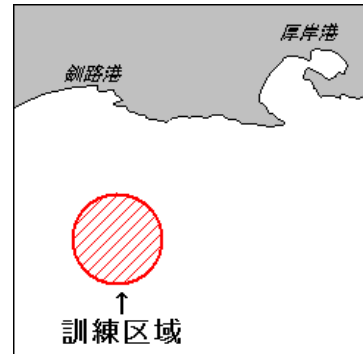
期 間 平成29年9月1日～30日 0830～1715

区 域 42-43.4N 144-22.4E

備 考 を中心とする半径5海里の円内  
 発炎筒及びマリンマーカ-を投下

海 図 W26

出 所 釧路航空基地



29年586項 北海道北岸 - 知床岬付近 射撃訓練

下記区域で、巡視艇2隻による射撃訓練が実施される。

期 間 平成29年9月11日 0930～1700

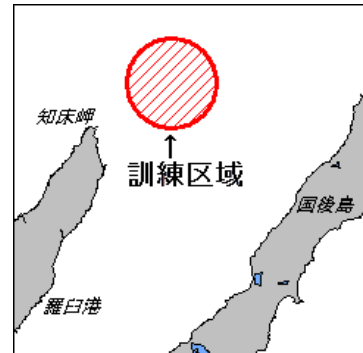
区 域 44-25.3N 145-32.5E

備 考 を中心とする半径5海里の円内

国際信号旗「NE4」旗掲揚  
 警戒船配備

海 図 W42

出 所 根室海上保安部



29年587項 北海道西岸 - 野寒布岬西北西方 射撃訓練

下記区域で、巡視船による射撃訓練が実施される。

期 間 平成29年9月4日(予備日 9月5日) 0900～1700

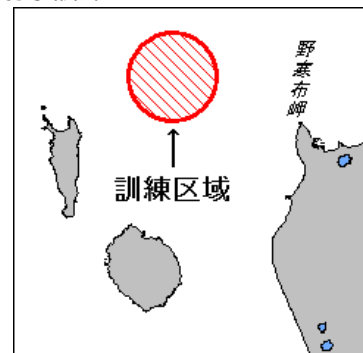
区 域 45-32.0N 141-18.5E

備 考 を中心とする半径5海里の円内

照明弾の発射訓練が併せて行われる  
 訓練中、国際信号旗「NE4」旗及び「UY」旗掲揚並びに  
 赤色閃光灯を点灯

海 図 W1040

出 所 稚内海上保安部



29年588項 北海道西岸 - 神威岬東北東方及び西南西方 射撃訓練

下記区域で、巡視船による射撃訓練が実施される。

期 間 平成29年9月4日 (予備日 9月5日~8日) 0900~1700

- 区 域 1 下記地点を中心とする半径5海里の円内  
 (1) 43-28.3N 140-54.0E  
 2 下記経緯度線により囲まれる区域(予備日実施区域)  
 (2) 43-09.0N (4) 139-53.2E  
 (3) 43-14.0N (5) 140-00.0E

備 考 訓練中、国際信号旗「NE4」旗及び「UY」旗掲揚

海 図 W28 - JP28

出 所 小樽海上保安部



29年589項 北海道周辺 - 海洋調査(期間変更等)

一管区水路通報29年29号492項削除

下記位置で、測量船による海洋調査が実施されている。

期 間 平成29年8月25日~31日のうち4日間

位 置 下記11地点付近

- (1) 41-00N 143-20E  
 (2) 41-40N 141-20E  
 (3) 42-23N 140-31E  
 (4) 42-18N 140-35E  
 (5) 42-14N 140-43E  
 (6) 43-16N 141-13E  
 (7) 44-20N 140-50E  
 (8) 43-36N 139-00E  
 (9) 43-00N 137-30E  
 (10) 42-00N 137-00E  
 (11) 41-00N 136-20E

備 考 停船して観測機器を垂下する

採泥作業あり

海 図 W3 - W1154

出 所 海上保安庁海洋情報部

